

徳島県生活環境保全条例の一部改正（ボイラー規模要件の変更）について

1 改正の背景・趣旨

- ・ 大気汚染防止法では、事業所のボイラー等から発生するばい煙を規制しており、大気汚染防止法施行令（以下「政令」という。）に、規制対象となる規模要件を「伝熱面積」又は「燃焼能力」で規定。
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進にあたり、産業界から、「バイオマス燃料のボイラーは、同出力の石油ボイラーに比べバイオマスが低発熱量燃料であることから伝熱面積が大きくなり規制対象となりやすい。」との意見を受け、国は、政令改正により、「伝熱面積」を削除。
- ・ 条例では、法規模未満のボイラーについて、「伝熱面積」で規制していることから、政令改正に伴い、「燃焼能力」による規制に改正。

2 政令及び条例改正案

政 令 (改正前)	条 例 (現行)
ボイラーの規模要件 伝熱面積が10平方メートル以上、 又はバーナーの燃料の燃焼能力が重 油換算1時間当たり50リットル以上	ボイラーの規模要件 伝熱面積が5平方メートル以上 10平方メートル未満
	
(改正後) 燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり 50リットル以上 (R3.9.29公布, R4.10.1施行)	(改正案) 燃料の燃焼能力が 重油換算1時間当たり 25リットル以上50リットル未満

3 今後のスケジュール

令和3年	11月29日～12月28日	パブリックコメントの実施
令和4年	1月下旬	環境審議会生活環境部会
	2月議会	条例案を提出予定
	4月1日	公布
	10月1日	施行